

弁護士による 無料出張セミナー 講師派遣

高齢者支援機関、自治会、商店会などの団体向けに
弁護士がご希望の場所に出張して無料でセミナーを行います。



遺言・相続、財産管理、終活について
弁護士の解説をお聴きになって
将来の備えのために勉強されてみませんか？

出張セミナーの概要

■ 申込方法

実施希望日の2か月前までに、次のURL又はQRコードからお申し込みください。

<https://www.kanaben.or.jp/consult/introduce/intro11/index.html>

おそれいりますが、参加人数は10名以上50名以内とさせていただきます。

1団体年1回、計2回までの利用とさせていただきます。

営利を目的とする団体はご利用できませんので、有料の講師派遣、企業セミナー講師紹介をご利用ください。



■ テーマ

遺言・相続、財産管理、終活に限らせていただきますので、いずれかをお選びください。

■ 実施日時・時間

申込時にご希望される実施日時をお申し出ください。

実施時間は1時間（質疑を入れた拘束時間は最大1時間半）以内とさせていただきます。

実施日時によっては、紹介できない場合がありますのでご容赦ください。

■ 実施場所

申込時にご希望される実施場所（神奈川県内に限ります）をお申し出ください。

会場は申込団体にてご用意ください。

できる限りご希望の場所に弁護士が赴いて実施するよう努めますが、場所によっては、ご紹介できない場合がありますのでご容赦ください。

なお、Webを利用したりリモートでの実施にも対応可能な場合があります。

■ 講師料

無料

・本事業は講師を務める弁護士を紹介する制度で、紹介後、紹介した弁護士との間で必ず打ち合わせの機会を持っていただき、その上で、申込団体の責任にて同弁護士に講師を依頼するか否かをご決定ください。当会は、ご紹介した弁護士に対する講師依頼に関与せず、同弁護士との間でトラブル等があった場合でも、責任は負いかねますのでご容赦ください。

・以下の各場合には講師の紹介には応じかねます。

- ・反社会的な団体からの申込の場合
- ・目的又は手段において違法ないしは公序良俗に反する事業を行っている団体からの申込の場合
- ・当会において、本制度の趣旨・目的に反する場合、その他弁護士を派遣することが不相当と判断した場合

問い合わせ先

神奈川県弁護士会 関内法律相談センター <https://www.kanaben.or.jp>

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 電話：045（211）7700